

令和6年度第1回朝霞市いじめ問題専門委員会

日 時 令和6年9月4日（水）

午後5時00分～

会 場 朝霞市役所 別館 大会議室（手前）

次 第

司会 事務局担当

- 1 開会のことば
- 2 あいさつ 朝霞市教育委員会 教育指導課長
朝霞市いじめ問題専門委員会 委員長
- 3 協 議
 - （1）朝霞市いじめ防止に関すること
 - （2）市内小中学校のいじめ防止の取組に関すること
 - （3）その他
- 4 閉会のことば

附属機関の委員名簿（令和6年8月1日現在）
 任期 令和8年6月24日まで

名 称		(定 数)
朝霞市いじめ問題専門委員会		(5人)
委 員 の 氏 名	職	備 考 (構 成 等)
後藤 顕一	委員	学識経験を有する者
浅見 哲也	委員	学識経験を有する者
杉田 正興	委員	医師
舟越 珠美	委員	臨床心理士
橋詰 裕	委員	教育委員会が必要と認める者

特 記 事 項
事務局・担当・・・教育委員会 教育指導課 会議の公開状況・・・公開(非公開情報の審議を除く) 次回改選等の予定・・・令和8年6月

朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針

いじめのない学校・地域づくりを目指して



令和5年11月16日 改訂

朝 霞 市

はじめに

いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではありません。教員や保護者などの大人は、児童の状況をよく見極め、実態を把握し、いじめの防止等に努める必要があります。また、いじめられている児童がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導していく必要があります。

いじめの問題を克服するためには、市民全体が児童のいじめに関する問題意識を共有するとともに、児童は自己の役割を認識し、安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚する必要があります。また、いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、市や学校はいじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

朝霞市では平成27年4月に、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例、朝霞市いじめ問題専門委員会条例、朝霞市いじめ問題調査委員会条例が施行され、同年11月には、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会が設置されています。

そしていじめ防止基本方針について規定したいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「朝霞市いじめ防止基本方針」という。）を策定しました。

朝霞市いじめ防止基本方針は、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての児童の健全育成及びいじめのない学校・地域の実現を方針の柱としています。なお、朝霞市いじめ防止基本方針では朝霞市立小・中学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）が関わるいじめの問題だけでなく、就学前や中学校卒業後の児童が関わるいじめの問題についても、市や外部機関が連携を図りながら対応します。

また、朝霞市立小・中学校においては、法第13条の規定に基づき、その学校の実情に応じた「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめ防止等に対し迅速かつ適切に対処します。

このように、「オール朝霞」として、いじめをなくそうという理念を明らかにし、この基本方針を定めました。法第2条では、学校に在籍する児童又は生徒を、「児童等」という表現で規定していますが、朝霞市では、就学前の子供が関わるいじめの問題、あるいは例えばいじめ等で高等学校を中途退学し、その後も苦しんでいる子供の問題を対象とするため、「児童」と言う表現は、満18歳に満たない者を意味しています。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- | | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | いじめの定義 | 1ページ |
| 2 | いじめの防止等のための対策の基本理念 | 1ページ |
| 3 | 朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針の策定の目的 | 3ページ |
| 4 | いじめの防止等に向けた方針 | 3ページ |

第2章 いじめの防止等のために朝霞市が実施する施策と取組

- | | | |
|---|--------------------|------|
| 1 | 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の設置 | 5ページ |
| 2 | 朝霞市いじめ問題専門委員会の設置 | 5ページ |
| 3 | 朝霞市いじめ問題調査委員会の設置 | 6ページ |
| 4 | 朝霞市の取組 | 6ページ |

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

- | | | |
|---|-------------------------------|------|
| 1 | 学校いじめ防止基本方針の策定 | 8ページ |
| 2 | いじめの防止等に取り組む組織づくり | 9ページ |
| 3 | 市内各小・中学校におけるいじめの防止等に関する具体的な取組 | 9ページ |

第4章 重大事態への対処

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 重大事態の意味 | 10ページ |
| 2 | 重大事態の報告 | 11ページ |
| 3 | 朝霞市いじめ問題専門委員会による調査及び措置 | 11ページ |
| 4 | 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 | 12ページ |

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

13ページ

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、小学校就学前及び中学校卒業後の児童が関わるいじめの問題については、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して個別・具体的に対応する。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」を参照

2 いじめの防止等のための対策の基本理念

すべての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童は、人と人のかかわりの中で、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見する。そこが互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるものと確信する。

しかし、ひとたび児童の生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、いじめを受けた児童にとって、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、生命や心身に深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

また、いじめは、すべての児童に関係する問題であり、特定の児童や学校の問題とせず、広く社会全体で迅速かつ組織的に取り組む問題として捉えなければならない。

そこで、いじめの防止等のための対策として、次のことを基本理念に掲げ、学校はもとより、市や家庭、地域、その他の関係機関が、それぞれの立場や役割を認識し、相互に連携を図り、一体となって推進する。

(1) いじめは、すべての児童に関係する問題である。学習をはじめ、安心して学校生活を送ることができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるものとする。

(2) いじめを認識しながら、これを放置してはいけない。すべての児童がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

(3) いじめは決して許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得ることから、学校においては、いじめは児童生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応し、100パーセントの解消を目指す。

(4) 児童の人権感覚を育成するとともに、学校や家庭において、いじめ予防及び防止の啓発活動に取り組む。また教育相談及び支援体制の整備・充実を図る。

(5) 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。学校応援団や防犯に関わる地域の方々による学校とのいじめ情報に関する連携を推進する等、社会全体でいじめの防止等に取り組む。

3 朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針の策定の目的

朝霞市いじめ防止基本方針は前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で児童の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめの防止等に向けた方針

(1) 朝霞市として

- ア 法第12条に規定する、地方いじめ防止基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- イ いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを解決するための必要な措置を講じる。
- エ いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを行う仕組みとともに、本市におけるいじめの防止等に資する啓発活動や教育的な取組を具体的に定める。
- オ 取組の実効性を高めるために、朝霞市いじめ防止基本方針が本市の実情に即して、適正に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

(2) 市内各小・中学校として

- ア あらゆる教育活動を通じ、すべての児童生徒が、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指すとともに、豊かな情操を培いながら、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養い、心の通う人間関係を構築する素地をつくる。
- イ 児童生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

ウ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導する。

エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

オ 児童生徒が相談しやすい環境を整備し、相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

(3) 保護者・家庭として

ア どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなり得るという認識に立ち、児童がいじめに加担しない意識を強く持つよう、また、いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう、日頃から働きかける。

イ 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し互いに補完しあいながら取り組む。

ウ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に連絡し、解決・解消に向けて協力する。

(4) 児童として

ア 自己の夢を実現するため、何事にも一生懸命取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。

イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の大人等に積極的に相談する。

(5) 地域として

- ア 地域全体で協力しながら児童の健やかな成長を見守る視点に立ち、学校や関係機関と積極的に情報を共有する等、連携に努める。
- イ 学校運営協議会等でいじめ問題について取扱われた際には、地域で可能な限り、協力・連携して未然防止等に努める。

(6) 関係機関として

- ア 児童の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。
- イ 市や学校等による、いじめの防止等のための対策が適切かつ円滑に行われるよう協力するとともに、積極的な助言や情報提供に努める。

第2章 いじめの防止等のために朝霞市が実施する施策と取組

1 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項の規定に基づき、市内のいじめの問題に関し、いじめの防止等に必要な事項の連絡調整を図るとともに、関係する機関及び団体の連携の推進に努め、条例により、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会を置く。

この協議会は、関係行政機関の職員、副市長、市立小・中学校長、その他市長が必要と認める者をもって組織する。

2 朝霞市いじめ問題専門委員会の設置

市は、法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、市内各小・中学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び報告を行うため、条例により、朝霞市いじめ問題専門委員会を置く。

この委員会は、学識経験を有する者、医師、臨床心理士、その他教育委員会が必要と認める者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって組織し、その公平性・中立性を確保する。

3 朝霞市いじめ問題調査委員会の設置

市は、法第30条第2項の規定に基づき、児童生徒に関わる重大事態の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めたときは、調査を行う附属機関として、条例により、朝霞市いじめ問題調査委員会を置く。

この委員会は、学識経験を有する者及び市長が必要と認める者をもって組織する。

4 朝霞市の取組

いじめの未然防止のために

- (1) 学校が実施するいじめの防止等のための活動を積極的に支援する。
- (2) いじめの防止等について、児童生徒に指導する際の資料として「I's 2019 〜いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック〜」「生徒指導提要（令和4年12月改定）」を活用する。
- (3) すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図る。
- (4) 毎年10月、11月を「いじめ防止月間」と定め、各小・中学校独自のいじめに対する取組を通し、児童生徒の規範意識の醸成に取り組む。
- (5) 県が毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめの根絶に向けて、県民総ぐるみで集中的に取り組むことに合わせ、広報あさかを通じて、市民へのいじめの防止等に関する意識啓発を行う。
- (6) いじめの未然防止のため各小・中学校において「彩の国の道徳 道徳教育資料集『学級作りの羅針盤』」の活用を推進する。
- (7) 児童のいじめの防止等や規範意識醸成のため人権教育を推進する。

- (8) 人権作文集「たいよう」を発行し、人権感覚を醸成する。
- (9) 「ふれあい標語」の募集により、市民や市内在住の小・中学生が、標語作りを通して、人と人とのつながりや関わりの中で、ふれあいの大切さについて考え、いじめをしない思いやりの心を育てる機会とする。
- (10) 人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするために「人権の花運動」に協力する一方、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけるために「中学生人権作文コンテスト」を実施する。
- (11) インターネットを通じて行われるいじめ対策として、ネット利用ルール作り活動等の情報モラル教育の一層の推進に努める。
- (12) いじめ撲滅サミット等を開催し、いじめ撲滅の機運醸成を図る。

いじめの早期発見・早期対応のために

- (1) 月例「いじめに関する調査」を実施・分析し、各学校と情報を共有しながら、いじめの解決に取り組む。
- (2) 「心と生活のアンケート」及び各学校が実施する「悩みの調査」や、「いじめのアンケート」の分析を基に、学校と連携を図り、いじめの解決に努める。
- (3) 「いじめに関する保護者アンケート」を実施し、いじめの早期発見・早期解決に努める。

いじめへの対処のために

- (1) いじめの防止等、学校における課題の解決のための研修を企画・実施する。
- (2) いじめ・不登校対策会議を開催し市内におけるいじめ・不登校に係る研修を推進する。
- (3) さわやか相談員・サポート相談員を活用するとともに、地域の大学と連携した「学生サポート」を活用し適切な相談活動に努める。
- (4) 各中学校設置のさわやか相談室を訪れる相談者に対し、個に応じたきめ細かな相談活動を行い悩みの解決を支援する。また、専門性を持ったスクールカウンセラーを配置し、効果的な支援に努める。

家庭や地域団体と連携を図るために

- (1) いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度についての広報や啓発を行う。
- (2) いじめ対応電話一覧「ひとりでなやまないで」を作成し、「さわやか相談室」並びに「朝霞市子ども相談室」等の電話番号を紹介する。
- (3) スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関との連携を図り、児童生徒のいじめが改善されるよう取り組む。
- (4) 子どもの人権110番を開設する。
- (5) 人権擁護委員による人権相談を実施する。
- (6) 命の大切さについて考え学ぶ啓発活動を実施する。
- (7) 保育園・幼稚園・小学校・中学校等、相互の連携を推進する。
- (8) 警察署並びに児童相談所との連携強化に努める。また、地域ぐるみで子供を育てる観点から、広くPTAや社会福祉協議会、民生委員・主任児童委員等の協力を仰ぐ。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 市内各小・中学校は、国及び県の基本方針並びに朝霞市いじめ防止基本方針を参酌し、各学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定する。(法第13条)
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- (3) 市内各小・中学校は、学校いじめ防止基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校いじめ防止基本方針を見直すことができるようにする。

2 いじめの防止等に取り組む組織づくり

- (1) 市内各小・中学校は、教職員や必要に応じて、さわやか相談員等により構成されるいじめの防止等を実効的に取り組む組織を設置する。(法第22条)。
- (2) この組織は、全教職員でいじめの防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- (3) この組織は、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 教育委員会は、この組織が効果的に機能するよう支援を行うとともに、必要な指導、助言又は援助を行う。

3 市内各小・中学校におけるいじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが起こらない環境をつくるため、すべての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解の下、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ウ 児童生徒一人一人を大切にした指導を展開し、児童生徒が主体的に参加できる学習活動や、受容と規律を大切にした学校経営・学級経営を目指す。
- エ いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を支援する。
- オ 保護者に対していじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発活動等を行うとともに、保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

(2) いじめの早期発見

- ア 日常的に児童生徒の様子や行動を観察し、保護者と連携を図りながら、その変化の把握に努める。

イ いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの実施、児童生徒との面談等を行い、いじめの早期発見に努める。

ウ 児童生徒及びその保護者がいじめに係る悩みをいつでも相談できる体制を整備する。

(3) いじめへの対処

児童生徒のいじめに係る通報を受けた場合、迅速かつ組織的に事実確認を行い、そのいじめをやめさせるとともに、次のアからオまでの対応等により再発防止に努める。

ア いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援を行う。

イ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。

ウ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるように、必要な措置を講じる。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある時には、関係する警察署との連携を図る。

オ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等について、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の依頼を行い、必要に応じて市、その他の関係機関等の協力や援助を求める。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、年間30日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手し、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会を通じて市長に報告しなければならない。

3 朝霞市いじめ問題専門委員会による調査及び措置

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、「朝霞市いじめ問題専門委員会」が調査に当たる。

朝霞市いじめ問題専門委員会では、いじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする必要がある。調査による事実関係の確認とともに、教育委員会が

学校訪問等を通じて直接的に働きかけることで、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめを止める等、必要な措置を講じる。

また、この調査は、学校と教育委員会がいじめの事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他必要な情報を適切に提供するとともに、その結果を市長に報告する。

これらの情報提供を行う場合は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

法第30条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、いじめ問題調査委員会において調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

市長は、再調査の結果を踏まえ、市の権限と責任において重点的な支援や人的体制の強化を行う等、必要な措置を講じる。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。

なお、報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して、必要な配慮を確保する等の措置を講じる。

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

朝霞市いじめ問題対策連絡協議会は、本市におけるいじめの防止等に向けた取組状況を検証し、朝霞市いじめ防止基本方針が実情に即して機能しているか点検する。その点検の結果、必要と認められるときには、市は見直しを行う等、必要な措置を講じる。

【朝霞市いじめ問題専門委員会（令和6年9月確認）】

いじめの重大事態及び重大事態に準ずる事案発生時の対応

1. 重大事態（いじめ防止対策推進法（以下、「法」とする）第28条1項及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改定））
 - (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安）
 - (3) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合
2. 重大事態に準ずる事案の例
 - 法に規定される重大事態には該当しない可能性が高いが、深刻であると考えられる事案
 - 重大事態かどうか、判断が難しい事案
 - 長期未解消事案、いじめの加害または被害の繰り返し事案 等

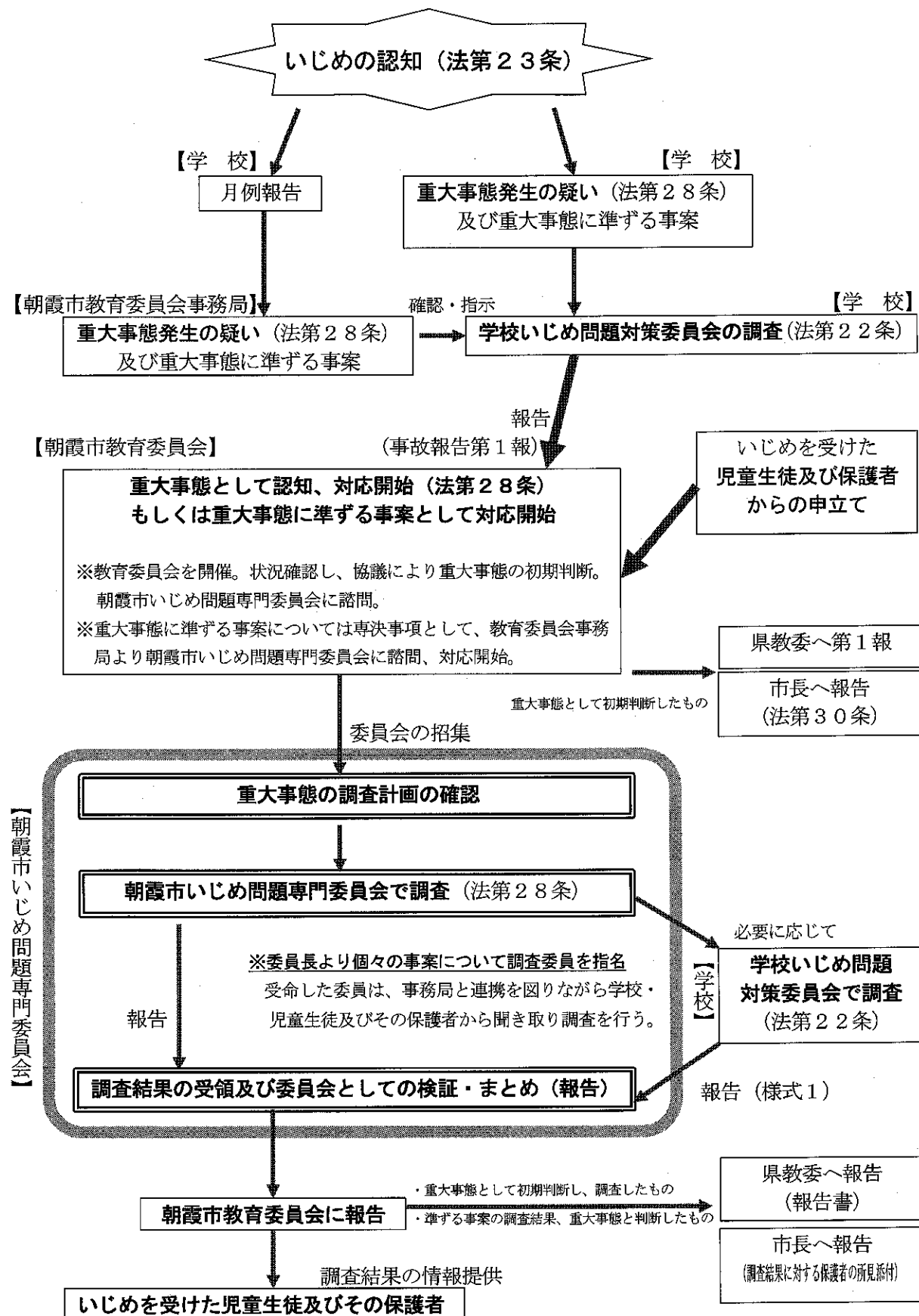
3. 朝霞市いじめ問題専門委員会における対応の流れ

①教育委員会事務局と委員長の判断の下、当該事案関係者と利害を有しないことを確認した上で、専門委員会を実施する。集まることができない委員には、委員長から、会の決定事項等を通知する。 ②当該校で把握した詳細な実態について、共通理解を図る（「事故速報」等）。 ③専門委員会における協議により、調査計画の確認を行う。	
受命委員調査 ④受命委員は、事務局と連携を図りながら学校・児童生徒及びその保護者から聞き取り調査を行う。 ⑤受命委員は、事実関係をまとめ、朝霞市いじめ問題専門委員会にて報告を行う。	学校調査 （必要に応じて） ④学校は、聞き取りやアンケート調査等により、事実関係や経緯を速やかに把握する。 ⑤学校は、事実関係を様式1にまとめ、必要に応じて、生徒指導委員会議事録、学校いじめ問題対策委員会議事録、アンケート等の資料を添付して教育委員会事務局に提出する。
●事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。	
⑥専門委員会は、重要事項や必要と認める事項を審議し、それぞれの専門分野からの提言を行う。 ⑦専門委員会の各専門分野において、状況を把握・分析し、調査結果をまとめる。 ⑧教育委員会に調査結果の報告を行う。	

4. 再発防止に向けた事後対応の流れ

- ①教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。なお、これらの情報提供を行う場合は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ②教育委員会は、当該校の学校教育全体を通して、「心の教育」の充実が図られるよう指導を行う。
- ③学校は、関係児童生徒の様子を継続観察し、変容を見届ける。また、教育委員会は、学校に対して、改善に向けた手立ての実施状況について、定期的に点検・確認を行う。
- ④学校は、保護者に対して、児童生徒の様子等が変化した場合の学校への連絡依頼をし、把握した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ⑤調査関係文書や記録等は、朝霞市教育委員会で庁内の規定に則り保管する。

5. 対応の流れ



※以降、市長の判断により再調査等の実施

令和5年度「いじめ防止月間」における各学校の取組について

1 共通の取組

- (1) 「心と生活アンケート」(小学校5・6年、中学校1・2・3年対象)を、「いじめ防止月間」(10月、11月)の期間中にすべての小・中学校で実施する。また、小学校の1年生から4年生に対するアンケートについても、学校ごとに実施するようにしている。
- (2) 相談できる学校及び専門機関の一覧表「ひとりでなやまないで」を期間中に全小・中学校で配付する。
- (3) 全ての学校において、校長の指示・伝達や文部科学省等の資料を使って校内研修などを実施し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応について、意識を新たにに取り組んでいる。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、各学校のホームページで公開している。
- (5) 全校集会の校長講話や学校だより等で、いじめ防止に関わる内容を扱う。
- (6) 人間関係を豊かにすることを目指した特別活動の授業、いじめ問題を考えさせる道徳の授業に取り組む。
- (7) 生徒指導委員会や教育相談部会等を組織し、情報を共有している。

2 各小中学校の主な取組

朝霞第一小学校

- ・ 自校で作成したアンケートを年4回実施する。
- ・ 全学級でいじめ防止標語を1点ずつ選定し、校内に掲示する。
- ・ 学校だよりで、いじめ防止月間に関する内容を掲載し、保護者や地域住民等に対する啓発活動を行う

朝霞第二小学校

- ・ いじめ防止標語を募集し、良いものについては校内放送で紹介し、「笑顔あふれるあたたかい学校宣言」に掲載し、校内や地域に向けて掲示する。
- ・ 各教員が日常的に児童間トラブルを専用フォーマットに記録し、生徒指導委員会でいじめにつながる行動等について報告を行う。
- ・ 個人面談週間(11月中旬)を活用し、家庭と連携する。

朝霞第三小学校

- ・ 教育相談日の設定および実施(学期に1回)
- ・ インターネットの使い方と注意点について(懇談会で説明、資料配布)
- ・ いじめ防止運動「三小なかよし宣言」の実施(全校児童、各クラスの宣言の掲示と校内放送)
- ・ いじめ防止基本方針の見直しとその具現化(いじめ防止に向けた学級づくり、教師の言動・姿勢の確認)

朝霞第四小学校

- ・気になる児童の様子についての記録の様式を整え、全職員が確認できるようにする。記録は蓄積し、進級時は引継ぎ資料としても活用する。
- ・学級担任、学年教員、管理職等、職員間の連携を密にし、組織的な対応を行う。
- ・中学校と連携し、児童生徒の情報や家庭の様子等について共有する。

朝霞第五小学校

- ・心のアンケートの実施。(学期ごと全学年対象)
- ・いじめを受けた児童、いじめをした児童への指導やその保護者への助言や支援をするための校内体制の整備と保護者との連携。
- ・生徒指導記録フォルダの作成・蓄積等を行い、指導情報を適切に引継ぐ。

朝霞第六小学校

- ・「六小いじめ撲滅スローガン」を全校児童が投稿し、校内に掲示する。
- ・YouTube と Facebook、配信メール、学校 HP を活用し、いじめ防止月間について保護者への啓発を行う。
- ・心理的安全が確保された学級経営を推進し、チャイム着席、チャイム終了の励行、正しい言葉遣い等の規律ある態度で学習に臨む態度を養い、落ち着いた学習環境を整える。また、その指導技術を共有する。

朝霞第七小学校

- ・「1人1人が楽しく学校生活を送るために守ってほしいこと」、「いじめを許さない」、「命の大切さ」について、生活目標と合わせて校長講話を行う。
- ・各学級で人権感覚育成プログラムやエンカウンター等の技法を活用し、いじめ未然防止に努める。
- ・「生活(いじめ)アンケート」を実施し、個に応じた教育相談を行う。併せて教育相談日(毎月1回)を設定し、保護者との連携を図る。

朝霞第八小学校

- ・「校長先生、あのね・・・」ポストを設置し、早期に実態調査を行う。
- ・学校生活アンケート(月2回)の実施後には、児童1人1人と対話する時間を設ける。
- ・管理職、生徒指導主任が適宜、教室訪問や休み時間の巡回を行い、配慮を要する児童や学校の様子、目の届きにくい箇所(トイレや昇降口、特別教室)を複数の目で確認する。

朝霞第九小学校

- ・クラスごとにいじめの防止・撲滅に関する宣言ポスターの作成をし、各学年の廊下に掲示する。
- ・「心の生活アンケート」(校内作成)を1～4年生にて実施する。

朝霞第十小学校

- ・「あいさつ運動」を委員会ごとに行う。各学級から挨拶標語を募集、掲示することで気持ちの良い挨拶習慣を身に付け、児童の心を明るく照らす。
- ・学級活動で「仲良し宣言」を一人一人の児童が考え、ホールに掲示する。
- ・管理職による「教室訪問」の機会を増やし、複数の目で見ることで、見落としがちな小さなことを見つける。

朝霞第一中学校

- ・生徒会主導で「オレンジリボン・キャンペーン」を実施し、行動宣言を行う。
- ・Q-Uテストを2回（3年生は1回）実施し、生徒理解を深め、令和4年度に引き続き学年全体の傾向を共有し、チームで対応できるようにする。
- ・全生徒を対象に二者面談を実施する。

朝霞第二中学校

- ・生徒会本部を中心に「オレンジリボンキャンペーン」を実施する。
- ・各クラスで、いじめ防止の運動を計画し、実践する。
- ・生徒指導委員会を実施し、各委員会の積極的な活動を促す。
- ・栽培活動や読書活動に教師・生徒が一体になって取り組み、生徒の心を育む環境を作る。

朝霞第三中学校

- ・朝霞警察署に非行防止教室等を依頼し、生徒の生活を見直し、正しく判断し行動するための力を養う。
- ・欠席に係わる様態の確認や学校での様子等、気がかりなことは早めに家庭へ連絡し、実態を把握することで、保護者と共に対応をすすめていく。
- ・啓発用ポスターを校内に掲示し、いじめを許さない気運を醸成する。

朝霞第四中学校

- ・毎月、生活アンケートを実施し、いじめや悩みの早期発見に努める。
- ・さわやか相談室による積極的な相談活動を実施する。
- ・校内美化に教師・生徒が取り組み、整った環境を作る。
- ・月に1度、生徒指導委員会を実施し、各委員会の積極的な活動を促す。

朝霞第五中学校

- ・道徳の時間等に、人権感覚育成の授業を実施する。
- ・生活委員長による「いじめゼロ宣言」を行い、全校生徒が「私は〇〇します」と宣言カードを記入する。
- ・心と体のアンケートを毎学期実施する。その結果をもとに、悩み事はないかなど生徒の状況把握や支援を行う。

いじめ防止月間について

教育指導課

1 趣旨

いじめは、決して許されないことであり、どの子にも、どの学校でも起こり得るものである。常にアンテナを高くし、早期発見に努め、きめ細かく対応し、100パーセントの解消を目指すため、「いじめ防止月間」を設け、いじめを許さない学校づくりへ向けて、更なる徹底を図る。

2 期間

令和6年10月1日（火）～11月30日（土）

3 内容

- (1) 各学校における、「いじめ防止に向けた取組」の実施
- (2) 「心と生活アンケート」の実施
- (3) 「ひとりでなやまないで」の配付

4 その他

(1) 参考資料

①彩の国生徒指導ハンドブック I's 2019

(平成31年3月 埼玉県教育委員会)

②生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）

③国・埼玉県・朝霞市の方針等

(2) 各学校における取組の実施計画書及び報告書の提出について

実施計画書 令和6年 9月20日（金）電子メールにて

実施報告書 令和6年12月 6日（金）電子メールにて

「心と生活アンケート ― 今の自分の気持ちは???」

年 組 番 名前

毎日が楽しい日ならよいのですが、わたしたちが生活している日々は、ちょっとさみしい日だったり、楽しくない日だったりすることもあります。みなさんが、この2週間をふり返ってみて、どんな気持ちだったか、あてはまる数字に○をつけてみてください。良いも悪いもありません。みなさんの最近の心の様子がわかりますよ。

【数字の意味……0そんなことはない 1ときどきそうだ 2いつもそうだ】

- | | | | | | |
|----|------------------------------|---|---|---|---|
| 1 | 楽しみにしていることがたくさんある | 0 | 1 | 2 | ① |
| 2 | 泣きたいような気がする | 0 | 1 | 2 | ② |
| 3 | とてもよくねむれる | 0 | 1 | 2 | ③ |
| 4 | にげ出したいような気がする | 0 | 1 | 2 | ④ |
| 5 | 遊びに出かけるのがすきだ | 0 | 1 | 2 | ⑤ |
| 6 | おなかがいたくなることがよくある | 0 | 1 | 2 | ⑥ |
| 7 | 元気いっぱいだ | 0 | 1 | 2 | ⑦ |
| 8 | こわい夢をみる | 0 | 1 | 2 | ⑧ |
| 9 | 食事が楽しい | 0 | 1 | 2 | ⑨ |
| 10 | ひとりぼっちの気がする | 0 | 1 | 2 | ⑩ |
| 11 | やろうと思ったことがうまくできる | 0 | 1 | 2 | ⑪ |
| 12 | 生きていてもしかたがないと思う | 0 | 1 | 2 | ⑫ |
| 13 | 家族と話すことが楽しい | 0 | 1 | 2 | ⑬ |
| 14 | とても悲しい気がする | 0 | 1 | 2 | ⑭ |
| 15 | 落ちこんでいてもすぐに元気になる | 0 | 1 | 2 | ⑮ |
| 16 | とてもたいくつな気がする | 0 | 1 | 2 | ⑯ |
| 17 | クラスの人たちが、協力してくれたり、応援してくれたりする | 0 | 1 | 2 | ⑰ |
| 18 | わけもなく、乱暴なことをされる | 0 | 1 | 2 | ⑱ |
| 19 | 友だちはあなたの気持ちをわかってくれる | 0 | 1 | 2 | ⑲ |
| 20 | 悪口を言われたり、いやなうわさを流されたりする | 0 | 1 | 2 | ⑳ |
| 21 | クラスの友だちと元気にあいさつをかわせる | 0 | 1 | 2 | ㉑ |
| 22 | クラスの中などで仲間はずれにされる | 0 | 1 | 2 | ㉒ |
| 23 | 自然と友だちの中に入れる | 0 | 1 | 2 | ㉓ |
| 24 | いやなこと、はずかしいこと、きげんなことをさせられる | 0 | 1 | 2 | ㉔ |

その他（相談したいことがあったら書いてください。）

◆全部○をつけ終わった人は、次の順に、作業を続けてください。今のあなたの心の様子がわかりますよ。

1 奇数（1, 3, 5, 7, ……）の問題の合計点を出しましょう。

2 偶数（2, 4, 6, 8, ……）の問題の合計点を出しましょう。

3 二つの合計点の大きい方から小さい方の点数を引いてみましょう。

4 二つの合計点の差が 10 点未満なら「B」です。

奇数の合計点の方が偶数の合計点より 10 点以上大きければ「A」です。

偶数の合計点の方が奇数の合計点より 10 点以上大きければ「C」です。

5 さあ、下の「A」「B」「C」のコメントを読んで、今の心の様子を確かめて、これからの生活の参考にしてください。

A 今のあなたの心の状態はとっても元気です。楽しい毎日が送れています。この調子でいきましょう。
でも、点数が大きかった人は特に、あんまり調子に乗らずにすぎないように注意しないとイケないかも！

B 人生山あり、谷ありなと言われますが、良いこと悪いこと両方が交互にやってきました。良いことがあるんですね。人間の心は不思議なもので気持ちの持ちようで、悪いことがよくなったりするものです。何事も前向きに考えていけばぐんぐん元気な心になってきますよ。

C 今のあなたの心はゆしつかれぎみです。つらいこともあったりして、それが心に引っかかっているのかもしれない。そんなときはだれかに話をするのが一番。すっきりとするものです。家族でも、先生でも、友達でも、だれでもいいのです。ためしみてね。

感想（思ったことや気がついたことを書いてください。）

ひとりでなやまないで

朝霞市教育委員会

(小学校4・5・6年・中学校用)

児童生徒の皆さんへ

あなたの成長を楽しみにしている人がたくさんいます。あなたはかけがえない大切な人なのです。今、悩みがあるなら「つらい」「助けてほしい」と素直に言ってください。下に書いてある相談室はあなたの声をきちんと受け止めてくれるところです。あなたの気持ちを誰かに話してみてください。助けてくれる人が、必ずいます。周りの大人は、あなたの支えになりたいと思っているのです。(匿名での相談も受け付けます。)

場 所	相 談 内 容 等	電 話 番 号
朝霞市子ども相談室	・いじめ・不登校・友達関係でなやんでいること ・勉強や部活のこと・進路でなやんでいること (電話受付：平日午前9時から午後4時まで) (Eメール：a.kodomo@beach.ocn.ne.jp)	048-471-8080 048-487-1234

市内さわやか相談室

場 所 (中学校区内の小学校)	相 談 内 容 等	電 話 番 号
朝霞一中さわやか相談室 (一小、四小、六小)	・さわやか相談室は、朝霞市の5校の中学校内に設置されています。 ・各中学校区の小学生や中学生及びその保護者の相談を受けます。 ・いじめ・不登校・友達関係・勉強・部活・進路など学校生活に関わる悩みに対応します。	048-461-7413
朝霞二中さわやか相談室 (二小、七小、九小)		048-469-3878
朝霞三中さわやか相談室 (五小、十小)		048-465-5252
朝霞四中さわやか相談室 (朝霞八小)		048-466-6313
朝霞五中さわやか相談室 (朝霞三小)		048-474-6377

朝霞市

場 所	相 談 内 容 等	電 話 番 号
こども・ほっとそうだん	・学校や家族、友達にも相談できずに、ひとりで抱えている悩みなど、どんなことでも、秘密を守って、相談を受け付けます。 ・専門相談員は水曜日・金曜日午前9時30分から午後4時30分まで。 ※水曜日・金曜日以外の午前8時30分から午後5時15分までは職員が対応します。 ※ご希望の方法で、相談ができます。電話以外にも面談(予約制)、ミニレター、相談フォームで相談を受け付けています。なお、ミニレターの専用用紙は、児童館、公民館、図書館などに置いてあります。  相談フォーム	048-423-4120

埼玉県

場 所	相 談 内 容 等	電 話 番 号
彩の国 よりそうみんなの 電話教育相談 (県立総合教育センター)	・いじめ・不登校・学校生活・性格などの相談を受けます。 ・365日24時間受け付けます。 (Eメール：soudan@spec.ed.jp)	18歳以下専用 0120-86-3192
		保護者専用 048-556-0874
子どもスマイルネット	・毎日午前10時30分から午後6時までさまざまな相談を受け付けます。(祝日及び12月29日～1月3日を除く)※原則18歳未満ですが、保護者の子育て相談も受け付けています。	048-822-7007

保護者の皆さんへ

子どもは誰でも、成長の過程で様々な悩み、不安を抱えます。日頃から、お子さんのちょっとした変化を把握し、サインを見逃さないように心がけることが大切です。

朝霞市教育委員会では、10月・11月を「いじめ防止月間」としています。そこで、相談できる学校及び専門機関の一覧表を作成いたしました。

子どもが悩み苦しんでいる場合、それを軽視してはいけません。子どものこころのSOSに耳を傾けるためには、「言葉に出してお子さんのことを心配していることを伝える。」「お子さんが悩み苦しんでいることについて、素直に尋ねる。」「お子さんの気持ちを傾聴する。」「お子さんの安全を確保する。」を大切にしてください。